

**実績者用** (新規者の方は、「新規者用」を御覧ください。)

(お知らせ)  
**2019年度「皮革及び革靴の関税割当て」  
申請等における注意点について**

平成31年3月8日  
経済産業省貿易経済協力局  
貿易審査課

1. 2019年度の「皮革及び革靴の関税割当て」については、平成31年3月8日付け関税割当公表第2号「2019年度の皮革及び革靴の関税割当てについて」(以下「公表」という。)及び関税割当注意事項第2号「2019年度の関税割当申請書及び関税割当証明書を取扱い等について」(以下「注意事項」という。)のとおり行います。2019年度の皮革及び革靴の関税割当の申請を希望される方は、これらをよく読んだ上で申請ください。なお、公表及び注意事項は、関税暫定措置法の一部を改正する関連法律案(平成31年法律第\_\_\_号)(以下「関連法案」という。)の成立及び施行をもって有効となります。

2. 受付窓口では、申請者の本人確認を行った上、申請書類の記載内容等を確認し、必要に応じ質問します。申請書類に不備・不足等がある場合、申請を受け付けません。申請にあたっては、事前に十分に御確認ください(例年、フリガナ等の未記載が散見されますが、その場合も受け付けませんので留意ください)。なお、申請を受け付けた場合であっても書類審査の結果、不適格と判断された場合は関税割当証明書(以下「証明書」という。)を発給いたしませんので、あらかじめご承知おきください。

**提出する前に再度、申請書類の記載事項に誤りが無いか必ず確認してください。**

3. 申請窓口への来場には、公共交通機関を御利用ください。経済産業省本省(霞が関)における年度枠の申請場所は、本館地下2階講堂です。(本館の入口以外からは入館できません。)

(注) 関税割当制度に関する政令第3条に基づき、税関長により証明書の提出が猶予される場合がありますが、これも関連法案の成立及び施行以後に輸入申告された貨物に対して有効となりますので、その旨御留意ください。

4. 各種様式は、経済産業省のウェブサイト(関税割当サイト、下記URL)からダウンロードし、御使用ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/03\\_import/01\\_kanwari/kanwari\\_2\\_2019.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2019.html)

5. 2019年度公表及び注意事項の主な注意点等は次のとおりです。詳細については、経済産業省のウェブサイト(関税割当サイト)をご覧ください。これら内容等に不明な点がある場合には、「各申請窓口」(公表第4参照)にお尋ねください。

## I. 平成30年度からの変更点等

### 1. 元号変更に伴う西暦の使用について

本年5月に元号が変更されることから、公表、注意事項、様式類の表示を西暦に変更しました。

### 2. 基準数量算出シートの作成について(公表第8 1)

- ・申請者自身が割当数量を算出できる「基準数量算出シート(エクセルファイル)」を公開しています。このシートの利用により、2019年度の割当申請により割当数量の基礎となる「基準数量」が算出できます。申請書に記載する申請数量を算出する際にご利用下さい。

#### ・利用方法

- (1) 平成29年度返納確認書、平成30年度割当証明書又は返納確認書等を準備
- (2) 本シートのファイルをダウンロードし、入力箇所に割当数量、返納数量、非該当数量を入力
- (3) 基準数量欄の数量表示

※表示される数量は過去の通関実績・割当数量により、申請数量に対して割り当てを受けられる「数量」となります。「最大数量」となった場合、基準数量以上の数量で申請をしてもこの数量以上の割当を受けることが出来ない場合がありますので、ご承知おき下さい。

- (4) 申請数量は、事業計画に沿った適切な数量とする(公表第7 1)

※1 通関実績や前年度の割当数量を無視し、事業計画に依らない数量で申請する方が見受けられます。**申請時に「実態とかけ離れた申請数量」と判断された場合、事業計画(年間輸入予定数量等)を別途提示して頂き、不適切な数量と判断される場合は申請数量を変更して頂くことがあります。**申請前に必ず申請数量を見直すようお願いいたします。

(事例)申請数量が5,000足、30年度割当数量100足(通関実績50足)のような場合

※2 日欧経済連携協定に基づく**EPA税率で輸入予定の数量は、申請数量から除いてください。**

### 3. 証明書発給期間の短縮について

保留枠及び再割当の証明書の発給期間が3週間前後に短縮になります。発給が開始されましたら速やかに引き取って頂くようお願いいたします。

### 4. 再割当申請に対する申請書類の簡素化について(公表第6 2)

返納された割当数量を有効に活用していただくため、革靴の第5回及び第6回の再割当申請に限り(年度枠・保留枠の証明書取得者のみ)、申請書類を「関税割当申請書」のみとします。これに伴い、年度枠から第4回までに証明書を取得し、使用中の証明書2通がある場合でも申請ができます(最大4通の証明書保有が可能)。

### 5. 代理人用の委任状について

- ・様式は毎年変更になっています。
- ・旧様式を使用している場合や旧様式を加工している場合が見受けられます。**当該年度の様式を使用していない場合は、申請等は受け付けられません**のでご注意ください。
- ・本委任状は、申請者自身が「**物理的に申請窓口に来ることができない場合**」に認められている制度です。委任した理由によっては申請が受け付けられない場合があります。

## II. 申請受付の日程(公表第3の1)

2019年度の申請受付は、次の日程で行います。申請窓口(公表第4参照)等に変更が生じた場合には、関税割当サイトにてお知らせしますので、来場の際には、事前に同サイトを御確認ください。

年度枠	革靴のみ	4月2日(火)、3日(水)、4日(木)
	皮革(革靴の同時申請者を含む)	4月3日(水)、4日(木)
保留枠	6月4日(火)、10月1日(火) (注:年度枠又は再割当の証明書の発給を受けた方は、保留枠に申請できません。)	
再割当	6月4日(火)、7月23日(火)、10月1日(火)、11月19日(火)、 2020年1月14日(火)、2月25日(火) (注:一定数量に達しない場合は、申請受付を行いません。)	

(注)各受付日とも午前10時から午前11時45分まで、及び午後2時から午後4時までです。

## III. 主な注意点

- 公表及び注意事項には、関税割当ての申請手続、申請者の義務などの重要事項を記載していますので、**必ず公表及び注意事項をよくお読みください。**
- これらの手続や義務を怠った場合には、当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求め、さらに、その事実が判明した日からその属する年度の翌々年度の末日まで、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。

### 1. 申請者の要件について(公表第5参照)

公表に基づき証明書の発給を受けることができる者は、次の要件を満たさなければなりません。

- 過去2年間に年度枠又は保留枠の証明書を使用した実績を有する者であって、全ての証明書を返納した者
- ・過去2年間に「再割当」証明書のみを新規者として発給を受けた者は、2019年度申請に際しては、「実績者」でなく「新規者」と同じ扱いになります。
- ・革靴の再割当の申請を行う者は、2019年度に2回目以降の申請の場合には、割当数量の一部を使用している証明書1通を残し、他の証明書を全て返納していなければなりません。ただし、第5回、第6回への申請については、取得済み証明書の使用状況にかかわらず申請することができます。

### 2. 要件を満たさない申請者(公表第5の4及び第18の1参照)

次に該当する場合は、申請できません。

- ①過去2年間に発給を受けた証明書(申請時点で有効な証明書を除く)が返納されていない場合
- ②過去2年間に発給を受けたいずれかの証明書によって輸入通関されたものが「自ら輸入」に該当しない場合
- ③平成29年度以降に発給を受けた証明書についての経済産業省の事後審査等による申請者への照会に対し、照会事項等が確認できない場合
- ④他者へ証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人
- ⑤他者へ証明書に係る輸入の事業譲渡を行った法人の代表権者が個人事業者として申請する場合
- ⑥個人事業者が法人に名義変更(法人成り)をした当該法人の代表権者が、再度個人事業者として申請する場合
- ⑦既発給証明書が不正使用等により発給時に遡り無効とされた場合

- ⑧その他経済産業省が所管する物品の輸入において、平成29年度以降の事後審査等により関税割当制度を不正に利用したことが判明した場合

### 3. 身分確認について(公表第18の3参照)

申請時等には、本人確認のため、次の①から⑨までの書類(住所及び氏名等が記載されているものに限る。)のいずれか一つの提示を求めます。

- ①社員証、②各種健康保険証、③運転免許証、④各種年金手帳、⑤各種福祉手帳、⑥住民基本台帳カード(写真入りのものに限る。)、⑦外国人登録証明書又は在留カード、⑧旅券(パスポート)、⑨個人番号カード

ただし、社名が確認できる①又は②がない場合は従業員証明書(注意事項様式第4に限る。日付の記載がない従業員証明書については受理しない。)の提出とともに③から⑨までの書類の提示を求めます。**返納と申請を同日に行う場合はそれぞれの手続毎に従業員証明書を作成してください。**

名刺での身分確認は認めません。

### 4. 代理申請について(公表第18の2参照)

実績者の場合、委任状による代理申請が可能です。ただし、1人の申請者が申請窓口において一度に申請できるのは3申請(自社分を含む。)までとします。また、受付窓口で申請書類の記載内容等の確認をします。代理人は委任を受けた申請内容について良く理解した上でおいください。

代理申請の際は、**委任者(実績者)自身が自署で作成した注意事項に定める「委任状(代理人用)」(注意事項様式第3)が必要です。**なお、特段の事情がない限り、**全体をタイプ等使用(委任者が法人の場合、委任者欄のみゴム印使用は可)で作成した委任状による代理申請は認めません。**

2019年度年度枠への申請の際に30年度分の証明書を返納する場合は、申請・返納それぞれに委任状が必要となりますので委任をしようとする実績者の方はご注意ください。毎年度で様式が変更となりますので、**旧様式(旧様式の加工)により提出された申請等の受付はできません。**

### 5. 提出書類について(公表第6参照)

申請者や申請時期によって、提出書類が異なりますので、公表第6で御確認ください。

※申請に使用する各種様式は、省令、公表及び注意事項で定める様式を御使用ください。

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/03\\_import/01\\_kanwari/kanwari\\_2\\_2019.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/03_import/01_kanwari/kanwari_2_2019.html)

※旧様式により申請等を行う方が見受けられます。**必ず新年度の様式をダウンロードし使用する**ようお願いいたします。

### 6. 証明書の返納について(公表第15参照)

年度途中で証明書の割当数量を全て使用した場合など**証明書を使用しなくなった時は、その事実の発生した日から1か月以内に**(2019年度証明書で期間延長が承認された証明書は、2020年度「年度枠」証明書受領日まで)、発給窓口に関係書類を添えて**証明書を返納しなければなりません。**

また、例年4月の年度枠申請時において前年度証明書の返納が重なるため、受付会場が混雑する原因の一つとなっております。返納業務を分散し、受付会場での待ち時間の軽減を図る観点からも、**早期返納**をお願いいたします。

なお、受付会場によっては「返納窓口」と「申請窓口」が分かれていることがあります。同時返納の場合、初めに返納窓口で手続きを行い、返納確認書の受理後、申請窓口で2019年度申請手続きを行って頂きますので、各手続きまで多少お待ち頂くことがありますのでご了承下さい。従業員証明書は手続毎に作成

したものを各窓口へ提出してください。

#### 7. 内容変更について(注意事項3及び4参照)

法人の名称、代表権者、個人事業者の氏名、その他住所、電話番号に変更があった場合は、変更後、速やかに内容変更申請書又は届出書を提出しなければなりません。

また、証明書の名義変更は、注意事項に定める場合に限り申請することができますが、その承認は、提出された書類から判断して、正当な手続を経て適法に行われていることが確認できる場合に限り行います。なお、**手続きを行わずに通関を実施した場合は、手続き違反に問われることがあります**(公表第11参照)。

#### 8. 証明書の有効期間延長について(注意事項1参照)

証明書の有効期間延長(有効期間満了日の翌日から30日を超えない範囲)は、申請時までに一輸入通関以上使用している者に限ります。ただし、第6回再割当申請により取得した証明書を除きます。

なお、有効期間延長申請時の提出書類に、有効期間内に割当物品を輸入通関できなくなったことを証明する書面を提出するとなっていますが、本書面には日本到着予定日が明記されていることが必要です。

#### 9. 証明書の無効、要件を満たさない申請者について(公表第11参照)

他人の証明書を使用した者又は証明書を他人に使用させた者並びに下記に掲げる者に対しては、当該年度に発給した証明書を発給時に遡り無効とし、当該証明書の返納を求め、さらにその事実が判明した日からその日の属する年度の翌々年度の末日まで申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。

- (1) 関税割当てに関する各種申請のときに、発給の可否を判断するに必要な事実を告げなかった者若しくは真実でないことを告げた者又は提出すべき書類の提出を怠った者
- (2) 当該年度に発給した証明書について割当物品を自己の営業のために「自ら輸入」を行っている事実を提出すべき書類により証明できない者
- (3) 当該年度に発給した証明書に記載された事項の変更が生じたときに、提出すべき書類の提出を怠った者

#### 10. 事後審査について(公表第18の8参照)

経済産業省は、公正かつ公平な関税割当制度を維持するため、公表の施行に必要な限度において、割り当てた関税割当について、証明書の発給後に事後審査を行います。事後審査に当たり、経済産業省が必要と認める場合には、関税割当を割り当てられた者の同意又は協力の下、申請案件に関連する書類・帳簿、その他のデータの提出及び説明を求め、更に必要があると認められる場合には実地調査を行うことがあります。

事後審査の結果、自ら輸入した事実が確認できないなど**公表の定める要件に反することが判明した場合には、要件を満たさない申請者として扱い、証明書を無効とするなどの措置をとることがあります**。また、事後審査における経済産業省の申請者への照会等に対し、照会事項等が確認できない場合は、翌年度の申請に際し、申請要件を満たさない申請者として取り扱われることがあります。

(以上)